

平成
17
年度

税制改正案

ポイント



平成十七年度の税制改正は、個人所得課税の定率減税を半減する等増税色が濃くなっていますが、人材投資減税のような経済活性化策もあります。概要をまとめてみました。

一 タイムスケジュール

平成十六年度改正で実施時期が



今年からとなっているものもありますので、これらを含めて主なものを整理すると**図表1**のようになります。

二 定率減税の引下げ

定率減税の額が、**図表2**のように引き下げられます。

三 住宅税制

中古住宅の流通等を促進するため、耐震基準を満たす良質な中古住宅につき次の適用緩和策を行います。

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

適用対象となる既存住宅は、**図表3**のように一定の耐震基準を満たせば、築後年数による制限がなくなりす。

図表 1 改正タイムスケジュール

= 増税 = 減税

平成17年1月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者控除の廃止 ▶ 公的年金等控除の縮小 ▶ 確定拠出年金の掛け金の非課税限度枠拡大
平成17年4月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅ローン減税の中古住宅への適用拡大(一定の耐震基準) ▶ 特定の居住用財産の買換え等の対象中古住宅の適用拡大(") ▶ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の対象中古住宅の適用拡大(") ▶ 人材投資促進税制(創設) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定口座へ上場株式等を実際の取得日、取得価額で受け入れ
平成17年12月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年末調整時に国民年金保険料の支払証明書を提出
平成18年1月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得税の定率減税半減 ▶ 個人住民税の65歳以上の者の非課税措置を段階的に廃止 ▶ 退職者に対する給与支払報告書の提出義務
平成18年6月	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人住民税の定率減税半減

図表 2 定率減税

	改正前	改正後
所得税	所得税額の20%相当額(最高25万円)	所得税額の10%相当額(最高12.5万円)
個人住民税	個人住民税所得割額の15%相当額(最高4万円)	個人住民税所得割額の7.5%相当額(最高2万円)

2 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

買換え資産の範囲に一定の耐震基準を満たす中古住宅が加わります。十七年一月一日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年四月一日以後に買換え資産の取得をする場合に適用されます。

3 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例

適用対象となる既存住宅の範囲に、一定の耐震基準を満たす中古住宅が加わります。

4 不動産取得税

既存住宅及び土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例の対象となる住宅に、一定の耐震基準を満たす中古住宅が加わります。

四 人材投資促進税制の創設

1 制度の概要

青色申告書を提出する法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額が、その法人の直前二年以内に

開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を超える場合には、三年間の時限措置として、その超える部分の金額の二五%相当額の税額控除が認められます。ただし、当期の法人税額の一〇%相当額が限度とされています。

2 中小企業者等の特例

青色申告書を提出する中小企業者等については、前記1の制度の適用に代えて、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額に対し、次の控除率による税額控除が認められます。(当期の法人税額の一〇%相当額が限度)

- 教育訓練費増加率が四〇%以上……一〇%
- 教育訓練費増加率が四〇%未満……教育訓練費増加率×〇・五

五 その他

1 金融・証券税制

平成十七年四月一日から平成二十一年五月三十一日まで、特定口座に、自己が保管している

上場株式等を、実際の取得日、取得価額で受け入れできるようになります。

特定口座の取扱者の範囲に日本郵政公社が加わります。

2 個人住民税

年齢六五歳以上の者のうち前年の合計所得金額が一二五万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置を廃止します。ただし、十八年度分、十九年度分については経過措置があります。

フリーター対策

税負担の公平や税収確保の観点から、**図表4**のように短期就労者についても給与支払報告書を提出させることにより個人住民税の課税もれを防ぐようになります。

3 震災等があった場合の固定資産税

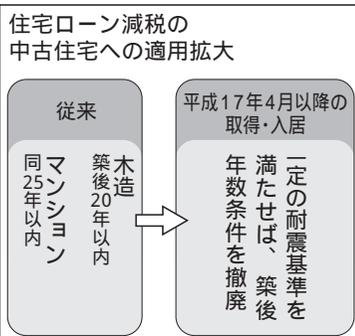
住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により住宅用地として使用できない場合には、震災等の発生から避難指示等の解除後三年度分までの固定資産税及び都市計画税に限り住宅用地とみなし、

負担を軽減します。

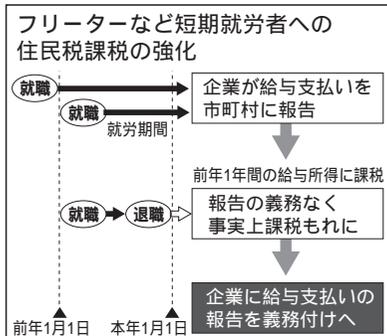
4 社会保険料控除

国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適用については、支払を証明する書類を、確定申告書に添付し、又は年末調整の際に提出をすることになります。

図表 3



図表 4



相続で事業を継いだ時の 消費税課税事業者の判定

Q 平成17年に相続により父が営んでいた事業を引き継ぐことにしました。消費税の課税事業者の判定はどうなりますか？

A 個人事業者の基準期間は前々年です。したがって、原則としてはその基準期間における課税売上高が1千万円を超えていれば課税事業者、1千万円以下なら免税事業者です。しかし、相続により被相続人の事業を承継した場合にはそれぞれの年で次のように判定します。

事業を承継した年（平成17年）

本人か被相続人の基準期間（平成15年）の課税売上高が1千万円を超えていれば課税事業者です。

の翌年（平成18年）

本人と被相続人の基準期間（平成16年）の

課税売上高の合計額が1千万円を超えていれば課税事業者です。

の翌々年（平成19年）

本人と被相続人の基準期間（平成17年）の課税売上高の合計額が1千万円を超えていれば課税事業者です。

ただし、この相続人が免税事業者であっても、相続により新たに事業を開始した場合には、その課税期間の末日（平成17年12月31日）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出すれば、平成17年分から課税事業者を選択することができます。

また、平成16年4月1日以後最初に開始する事業年度（個人事業者は平成17年分）から新たに課税事業者となった場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、平成17年分から簡易課税制度を選択することができます。

消費税の課税事業者になるか、簡易課税制度を選択するかは重要な問題ですので、よく確認して慎重に選択しましょう。

報酬等と立替金を相殺した場合の源泉所得税

所得税を源泉徴収する時期は、実際に源泉徴収の対象となる所得を支払うときです。したがって、配当や利益処分経理をした賞与等以外のものは、支払いが確定していても、現実には支払わなければ、源泉徴収をする必要はありません。

ただし、この場合の支払いとは、現実に金銭の交付をする行為のほか、その支払いの債務が消滅する一切の行為を含みます。

例えば、報酬等を払う相手につい

て、その者が負担すべき金額を立替払いした場合の立替金と報酬額を相殺した場合であっても、その報酬額に対して源泉徴収をしなくてはなりません。

なお、支払いをする側で、直接交通機関等へ支払った通常必要な範囲の交通費や宿泊費などは、報酬等に含めなくてもよいことになっていきますので、負担の仕方によっては源泉税が異なることになります。

税金 メモ

中古の減価償却資産の耐用年数

中古の減価償却資産を取得した場合の耐用年数は法定耐用年数によらず、次に掲げるものを使うことができます。

事業に供した時以後の使用可能期間を見積もった年数
の見積もりが困難なときは次の算式により計算した年数
イ 法定耐用年数の全部を経過した資産については、その法

定耐用年数の二〇％に相当する年数

ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産については、その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の二〇％に相当する年数を加えた年数

なお、算出した年数の一年未満の端数は切り捨て、その年数が二年未満の場合には二年とします。